

2005年4月22日

コンクリート建物のひび割れ、一部倒壊……。生コンクリート(生コン)の不良から生じる事故を補償する日本初の「生コンクリート瑕疵(かし)保証共済制度」が生コン共済会により4月スタートした。中小企業が多い生コン業界は、事故で損害賠償を求められれば会社存続にもかかわらかれない。転ばぬ先のつえとしての期待を抱う。

加入対象者は全国の生コン協同組合に所属し、日本工業規格(JIS)マークなど一定の資格を取得する業者に限る。掛け金は生コン一立方千円などと定めた。製

生コン不良事故 保証制度が発足

生コン瑕疵保証共済制度の概要

△対象者

- 各地の生コン協同組合に所属していること。JIS認定やISO9001、マルチマークを取得していること
- 工場出荷前に対象製品の検査、データ提出が可能であること
- データ提出後、原料の配合比率について規定以外の数値が出た場合、工場出荷前に調整可能なしくみを持っていること

△対象となる生産物

- JIS A5308の認定を受けたコンクリート、高強度コンクリート

△保証限度額

保証限度額	瑕疵保証
1事故/年間	5千万円
1協同組合/年間	9千万円
共済会全体/年間	5億円

- 瑕疵確認費用(調査費用)は1事故当たり150万円。うち50万円は事業者の自己負担

△共済掛け金(共済制度の加入数量が2000万立方mの場合)

- 1立方m当たり、9円

上限5000万円に設定

品納入後3年間を保証期間とする。国土交通省の外郭団体、日本建築総合組合の子会社、浅沼建物(大田浅沼建物保険部の杉本試験所が第三者機関として阪市)の保険部。すでに純一部長は「阪神大震災で事故の調査・過失認定を行っており返る。多くの建物が被害を受けた阪神大震災では不良コンクリートの使用が原因とみられるものが散見された。建物の安全性に対する関心が急速に高まる中、以前から

保証制度について研究していた同社も構築に向けて本腰を入れ始めた。

しかし、生コンという半製品が対象となるだけに、制度設立には多くの困難があった。施工時の一環として取り組んでいた制度設立に奔走し

音頭をとったのは浅沼きた。制度設立に奔走し多くの条件が絡み合い、建物に不具合が生じた場合に原因を判定するのは

容難ではない。

一方、作業員の能力不足などが作業時のミスが本腰を入れ始めた。

一方、作業員の能力不足などが作業時のミスが本腰を入れ始めた。

一方、作業員の能力不足などが作業時のミスが本腰を入れ始めた。

一方、作業員の能力不足などが作業時のミスが本腰を入れ始めた。

(相模真記)

める声が高まつた」と振り返る。多くの建物が被害を受けた阪神大震災では不良コンクリートの使用が原因とみられるものが散見された。建物の安全性に対する関心が急速に高まる中、以前から

一方、作業員の能力不足などが作業時のミスが本腰を入れ始めた。

一方、作業員の能力不足などが作業時のミスが本腰を入れ始めた。